

公園内雪置き場の ルールとお願い

公園には原則として雪を捨てることはできませんが、町内会・自治会と札幌市の間で覚書を結び、責任を持ち、ルールを守ることで、公園内に雪を置くことができます。

近年、雪入れ時のマナーや、春先に雪割り・ゴミ拾いがされていない等の問い合わせもあることから、今一度、ルールを確認し、守っていただきますようお願いします。

公園
雪置き場の

注意!!

- ① 搬入するスロープは、
勾配をゆるく、安全に配慮
- ② 遊具の周辺に雪を置かない

事故誘発と遊具破損のおそれ



子どもがスロープや雪山から
道路に滑り降りて事故を誘発するおそれ



遊具・樹木が雪の重みで破損のおそれ

お問い合わせ

札幌市建設局雪対策室事業課

TEL 011-211-2662 FAX 011-218-5141

札幌市厚別区土木部維持管理課

TEL 011-897-3800 FAX 011-897-3856

裏面に続く



公園の雪置き場のルール

雪置きルール ①

安全パトロール

雪山で遊んでいる子どもへの
注意喚起や危険な雪積みをしないよう
パトロールをお願いします。

雪置きルール ②

遊具・樹木の周りに 雪を置かないよう注意!

遊具・樹木の損傷や事故を防ぐため、
遊具・樹木の周りに雪を置かないでください。

地域で子どもの見守りも
お願いします



雪置きルール ③

重機での 搬入は禁止!

ママさんダンプなど家庭用の
除雪用具で雪を搬入してください。

雪置きルール ⑤

みんなにルール周知

地域の人にルールを周知・徹底
してください。

また、施設の破損があった場合には、
簡易な補修は町内会に実施していた
だくとともに、土木部維持管理課に
連絡し、安全な環境維持に協力
していただきます。

雪置きルール ④

春先に清掃活動

冬季間も含め公園は子どもたち
の貴重な遊び場です。
春先に地域の皆様で早く利用
できるよう雪割り作業の実施、
ゴミ拾いなどの清掃活動をお願いします。

冬の公園利用のルール



ゆきやま どうろ すべ
雪山から道路に滑り
お ぜったい
降りるのは絶対だめ!

ゆうぐ まわ
遊具の周りに
み くどう
見えない空洞ができ、
お 落ちて、けがをする
ちゅうい
ことがあるので注意!

